

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年8月20日 実地	認可保育所(私立) かめたなかの保育園		指摘事項なし	

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年8月20日 実地	保育所型認定こども えだまめこども園	施設 会計	拠点区分間借入金について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて6」に基づき、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものは、流動負債「拠点区分間借入金」でなく、固定負債「拠点区分間長期借入金」として計上してください。	当年度より指摘のとおり、計上いたします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年8月21日 実地	保育所型認定こども さつき野こども園 園	施設	令和6年6月の園だよりに「土曜・延長保育について、保護者が休暇の場合は16時降園にご協力ください」と記載していました。「新潟市保育所条例」第5条に定められた休日以外の日で保育を制限することは認められません。前回監査でも指摘している事項ですので、改めてください。	園だよりにて保育の制限をかけないよう注意する。(愛着形成が大切であることをお伝えし、お子さんと暖かい時間を過ごしてもらうよう記載する)

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年8月21日 実地	認可保育所(私立) 荻川ほのぼの保育園		指摘事項なし	
令和6年8月23日 実地	保育所型認定こども園 曾野木アルル保育園		指摘事項なし	
令和6年8月23日 実地	認可保育所(私立) YOUなかの保育園		指摘事項なし	
令和6年8月27日 実地	保育所型認定こども園 ときめきパステルこども園		指摘事項なし	

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年8月29日 実地	認可保育所(私立) 白根そよ風保育園		指摘事項なし	
令和6年9月4日 実地	保育所型認定こども園 YOU鐘木こども園		指摘事項なし	
令和6年9月9日 実地	認可保育所(私立) 関屋保育園		指摘事項なし	
令和6年9月9日 実地	認可保育所(私立) 新光町保育園		指摘事項なし	

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月13日 実地	保育所型認定こども園 新津認定こども園	施設	保育室、遊戯室について必要な面積を満たしていませんでした。新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第45条第6号に基づき、保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすることが必要ですので、幼保運営課へ報告し、適切な対応を取ってください。	今後、受入人数の利用調整・施設改修等の方法により、基準を満たすようにする。 具体的な方法は現在、検討中である。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月13日 実地	認可保育所(私立) よこごしなかの保育園		指摘事項なし	
令和6年9月18日 実地	保育所型認定こども あたごとまとこども園 園		指摘事項なし	

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月18日 実地	保育所型認定こども おむすびこども園	施設 会計	貸借対照表に記載されているその他の固定資産の構築物の金額と、計算書類に対する注記に記載されている有形固定資産の構築物の当期末残高の金額に相違がありました。社会福祉法人会計基準第29条に基づき正しい数字を記載してください。	決算確定後に再度、貸借対照表と注記の整合性を確認するようにいたします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月20日 実地	社会福祉法人 湯東保育事業福祉会 認可保育所(私立) かたひがし保育園	法人 運営	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	次回選任時(令和7年6月選任時)から改善いたします。なお、現在の理事・監事については、11月21日開催の理事会において誓約書を徴取いたしました。
		法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	次回選任に係る評議員会(令和7年6月)から各候補者ごとに決議をし、その旨を議事録に明記します。
		法人 運営	監事の選任について、選任議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	次回選任時(令和7年6月選任時)から改善いたします。
		法人 会計	財産目録について、社会福祉法人会計基準第31条及び定款第28条に基づいて詳細に表示し、財産目録と定款の記載を一致させてください。	次回決算において、財産目録の2固定資産(1)基本財産の土地については、(2)その他の固定資産とし、定款の記載と一致させます。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月20日 実地	社会福祉法人 鑑郷保育園 認可保育所(私立) 鑑郷保育園	法人 運営	評議員選任・解任委員について、定款上「外部委員3名、事務局員1名」が必要なところ、実際は「外部委員4名、事務局員不在」の状態となっていました。社会福祉法第39条及び定款第6条第2項に基づき、外部委員を1名減らし、事務局員を1名加えてください。	先日開催された令和6年度第3回理事会にて、新たに鑑郷保育園主任・五十嵐裕子を推薦した。満場一致で選出された。前任の廣井文子は辞任した。外部委員3名・事務局員1名になった。
		法人 運営	評議員選任・解任委員を評議員会で選任していました。評議員選任・解任委員会運営細則第3条に基づき、評議員選任・解任委員は理事会の決議にて選任してください。	令和6年度第3回理事会にて新委員を選任した。
		法人 運営	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時に各員から履歴書及び誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。また、前回選任時の履歴書をそのまま使用していた事例がありましたので、選任の際は最新の履歴書を徴取するか、記載内容に変更がない旨を記録に残すなど、適正に手続きを行ってください。	来年の令和7年度が理事・監事・評議員全て更新時期。その際に、欠格事由の有無を確認し、履歴書も確認する。
		法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	来年令和7年度が理事・監事の更新時期なので、その際に各候補者ごとに決議を行い、その旨を議事録に明記する。
		法人 運営	業務執行理事が評議員会の決議にて選任されていました。社会福祉法第45条の16第2項及び定款第16条第2項に基づき、理事会の決議にて選任してください。	今回の更新時に、評議員会では理事と監事の選任、理事会では理事長と業務執行理事を選任する。
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に過半数の同意を得てください。	今回の更新時に、現監事から過半数の同意を得てから評議員会に提出する。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運 営	「社会福祉法人鑑郷保育園 評議員・役員報酬規則」について、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、次の点を修正し、評議員会の決議を得てください。「第1条の「定款第8条」を「定款第8条及び第21条」に変更」、「第3条の「幹事」を「監事」に修正する」、「報酬の支給時期（毎月若しくは出席の都度など）及び支給手段（現金支給若しくは銀行振込など）を明記する」、「附則の施行日の記載方法を統一」。	今回の理事・監事・評議員更新時までに規則の内容を修正する。
		法人 運 営	評議員会の招集について、理事会で評議員会の日時・場所・議題・議案の概要に関する決議を得る前に、招集通知が発出されていた事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催に関する理事会での決議後に評議員会の招集通知を発出してください。	今回の評議員会開催時に、理事会にて決議を得てから招集通知を発出する。
		法人 運 営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	令和6年度第3回理事会議事録から、利害関係の旨を記載する。
		法人 運 営	理事会で次回評議員会の日時・場所・議題・議案の概要の決議が行われていない事例がありました。会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催にあたっては、必ず理事会での決議を得てください。	今回の評議員会開催前に、理事会にて決議をする。
		法人 運 営	理事長及び業務執行理事による理事会への職務執行状況の報告が年度内に1回のみとなっていました。定款第17条第3項に基づき、理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	2回以上の報告をする。
		法人 会 計	出納職員を「帳簿係」としていました。経理規程第8条第3項に基づき、「出納職員」として理事長が任命してください。	監査後すぐに出納職員に修正し、任命した。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算と資金収支計算書の予算額の内訳が一致しない箇所がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	業者が作成後に、細部までよく確認する。
		法人 会計	令和5年度最終補正予算が年度末を越えて編成されていました。会計年度は定款第33条および経理規程第4条において「毎年4月1日から翌年3月31日まで」と定められていますので、その期間内に編成してください。	年度内に最終補正予算を編成する。
		法人 会計	財産目録に計上している「定期預金(利息)」が預金通帳で確認できませんでした。また、記載欄ずれや誤字がありました。社会福祉法人会計基準第2条第1項第1号に基づき、計算書類は資金収支ならびに資産の状態に関する真実な内容を明示してください。	次回決算時に、正確な数字を記載する。
		法人 会計	令和2年に寄付を受けた土地と建物(子育て支援センター)の取得価額・減価償却累計額・貸借対照表価額の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第2条ならびに第4条に基づき、固定資産評価額や不動産鑑定額等を基にして評価額を付し、計算関係書類や財産目録を作成してください。あわせて経理規程第49条に基づいて固定資産管理台帳に記録し、管理してください。	監査後すぐに不動産鑑定士に依頼した。令和6年10月28日付で建物の評価額を頂戴した。土地は寄付直後の土地・建物・償却資産名寄帳を入手し、金額を確認した。
		法人 会計	小口現金の保有限度額超過が散見されましたので、経理規程第28条に定める額としてください。保育園と子育て支援センターを一つの拠点に統一した経緯があるので、実情に合わせて限度額もしくはサービス区分を見直してください。	実情に合った限度額にしていく。経理規程の金額も訂正する。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		施設	土曜の遅い時間に保育者が1名になる時間があります。「保育所等における保育士配置に係る特例について(平成28年2月18日雇児発0218第2号 厚生労働省通知)」にあるように、保育士1名に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置いてください。	現職が1人になる時間を極力短くする。また、現職が1名となった時間帯には、有資格者と同等の職員を配置する。
		確認	利用申し込みを行った保護者へ保育の提供の開始に際し、あらかじめ職員の勤務体制について文書による説明がされていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、職員の勤務体制を記した文書を交付して説明を行い、同意を得てください。	来年度入園説明会より、資料を準備する。
		確認	運営規程の概要について、施設内の掲示がされていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、玄関等の保護者の見やすい場所に掲示してください。	玄関に設置した。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月24日 実地	社会福祉法人 愛稚会 認可保育所(私立) 翠松保育園	法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	今後のご指摘の通り、法に則り、適正に執行致します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月24日 実地	社会福祉法人 真行保育園 認可保育所(私立) 真行保育園		指摘事項なし	

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月25日 実地	社会福祉法人 認可保育所(私立) きんし有明福祉会 あそびの森きんし保 育園	法人 運営	評議員選任・解任委員会委員の構成について、定款第6条第2項に基づき、外部委員、監事、事務局員各1名としてください。	令和7年1月10日付けで、現在の評議員選任・解任委員の構成員のうち1名を嘱託非常勤事務職員として採用・辞令交付し、他の評議員選任・解任委員会委員の同意を得たうえ、理事、監事、評議員にもその旨報告し、今後の徹底を周知、確認し、また法人においても、その旨徹底するべく申し合わせ記録に残しました。
		法人 運営	評議員、理事、監事の選任に際し、社会福祉法第40条第1項、第44条第1項及び社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、誓約書等により候補者が欠格事由に該当しないか確認を行ってください。また、欠格事由は具体的に記載してください。	現在の評議員、理事、監事の全員について、令和7年10月13日に改めて社会福祉法第40条及び第44条の内容を表記した誓約書式文書を発送し、同月24日までに全員の署名・押印を徴求し、完了しました。また今後変更ある場合の届出、及び評議員、理事、監事の選任に際しては、同様の具体的な内容を表示した誓約書の徴求の徹底をすることを、全評議員、理事、監事にも周知、確認いただき、また法人としてもその旨徹底することを申し合わせ、記録に残しました。
		法人 運営	監事の選任について、選任議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。また、その記録を議事録に残してください。	監事の選任につき、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を書面をもって徴求し、その記録を議事録に残すことを徹底するべく、現監事全員(2名)及び評議員、理事にも文書をもって周知、確認し、なお法人においても、その旨徹底することを申し合わせ記録に残しました。
		法人 運営	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした(令和6年1月20日開催分)。評議員会を開催する場合は、「社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項」の定めに基づき、日時及び場所並びに議題・議案の概要を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに招集通知を発出してください。	評議員会の開催について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項」の定めに基づき、日時及び場所並びに議題・議案の概要を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに招集通知を、漏れなく徹底するため、全理事、監事、評議員にその旨文書をもって周知、確認し、法人においてもその旨徹底することを申し合わせ記録に残しました。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月25日 実地	社会福祉法人 颯和会 保育所型認定こども園 小針パステルこども園	法人 運営	評議員の選任について、就任の意思表示を確認できない事例がありました。社会福祉法第38条及び社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、就任承諾書等により就任の意思表示を確認してください。	指導監査ガイドラインにより徹底する。
		法人 運営	理事及び監事の選任に際し、候補者が欠格事由に該当しないかの確認及び暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認がされていません。社会福祉法第44条第6項により準用される第40条第1項及び社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、誓約書等により候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認を行ってください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	指導監査ガイドラインにより徹底するとともに、確認に際し誓約書を徴求。
		法人 運営	理事、監事及び評議員の選任について、就任承諾書や誓約書の押印を事務局が代理で行っていました。これらの書類は当人の就任意思だけでなく選任要件を確認する資料となるため、社会福祉法第38条、第40条第1項、第44条第1項並びに社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、書類は必ず当人が署名又は押印し、適正な手続きにより進めてください。	指導監査ガイドラインにより徹底する。
		法人 運営	役員の選任について、選任要件(理事として含まれていなければならない者、監事として含まれていなければならない者)を明確に確認した上で、選任決議がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、選任要件を満たす者として評議員会で決議し、その旨を議事録に残してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	社会福祉法を遵守。改善。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	監事の選任について、選任議案が評議員会に提出される前に同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	法令を遵守、監事の過半数の同意を遵守。
		法人 運営	業務執行理事(古田島真由美理事)の選任について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第2項および定款第16条第2項に基づき、理事会の決議で行ってください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	法令遵守。理事会で決議。
		法人 運営	定時評議員会の開催について、社会福祉法第45条の32第1項及び社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会で計算書類及び事業報告等の承認を行った後、「中14日」以上の間隔を空けて開催してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	「中14日」以上を空けて開催を遵守。
		法人 会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算額の内訳と、令和5年度決算の資金収支計算書の予算額が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。前回の監査でも文書指摘となっていた事項であり、当時改善した旨の報告を受けていたにも関わらず実際は改善されていないため、必ず改善してください。	即時に訂正。
		法人 会計	仕訳日記帳が法人全体のものしか作成されていませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(3)に基づき、仕訳日記帳は各拠点区分ごとに作成してください。	各拠点ごとに作成。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		施設	消防計画について、施設名が古い名称となっています。消防法施行規則第3条に基づき、現在の状況にあわせて内容を修正し、消防署へ届出を行ってください。また、防火管理者選任の届出についても、古い施設名となっているため、消防法第8条に基づき、消防署に確認のうえ、必要に応じて届出を行ってください。当指摘は前回監査時に口頭指摘となっていました但改善されていないため、確実に改善してください。	消防署に確認届出済み。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月30日 実地	社会福祉法人 認可保育所(私立) 守孤扶独幼稚児保護会 赤沢保育園	法人 運営	評議員、役員の選任について、選任要件を確認せずに選任決議されていました。社会福祉法第39条、第44条第4項、第5項に基づき、評議員、役員の選任の際は、各要件を確認した上で決議し、その旨を議事録に残してください。	・今後は社会福祉法第39条、第44条第4項、第5項に基づき、評議員、役員の選任の際は、各要件を確認した上で決議し、その旨を議事録に残すことといたします。
		法人 運営	令和5年6月25日付の理事会における招集通知の省略について、同意が確認できませんでした。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項に基づき、理事会の招集通知発出を省略する場合は、理事及び監事全員の同意を得て、その記録を残してください。	今後は社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項に基づき、理事会の招集通知発出を省略する際は、理事及び監事全員の同意を得て、その旨を議事録に残すことといたします。
		法人 運営	理事会における理事長の職務執行状況の報告について、実施されていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項および定款第17条第3項に基づき「毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上」の報告を実施してください。	理事会、評議員会等の開催を管理しているファイルに「毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上」を記載し、適切な開催間隔での職務執行状況の報告ができるよう管理を行うことといたします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年9月30日 実地	社会福祉法人 鷹優福社会 保育所型認定こども 園 こども園未来へ	法人 運営	変更前の定款をWAMNETに掲載していました。社会福祉法第59条の2第1項第1号に基づき、定款を変更した時は遅滞なく最新のものを公表してください。なお、定款を変更する際は所轄庁の認可等を受けてください。	差し替えを行いました。
		法人 運営	法人登記について、理事長重任後2週間以内に変更登記していませんでした。また、資産の総額を決算と異なる金額で登記していました。社会福祉法人会計基準第2条に基づいて作成した真実な内容を組合等登記令第3条に定める期限内に登記してください。	法に定める期限内に、真実な内容を登記します。
		法人 運営	理事および監事の選任にかかる評議員会の決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づく決議を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。	議事録記載の表現のあり方を改めます。
		法人 運営	定時評議員会で承認された計算関係書類を修正し、定められた手続きを経ることなく令和5年度決算としていました。決算については定款第32条および第10条第1項第4号、第18条に基づき監事の監査を受けた上で、理事会・評議員会の承認を受けてください。	監事監査の後、理事会評議員会の承認を受けます。
		法人 会計	計算書類及び附属明細書並びに財産目録について適正に作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、計算書類は正しく記帳し、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	計算書類等について適正に作成し、真実な内容を明瞭に表示します。
		法人 会計	有形固定資産について、社会福祉法人会計基準第4条第2項に基づき、減価償却を正しく算定して計上してください。	有形固定資産の減価償却を正しく算定し計上します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	国庫補助金特別積立金について、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項15(2)イに基づき、国庫補助金等特別積立金取崩を正しく算定して計上してください。	国庫補助金等特別積立金取崩を正しく算定し計上します。
		法人 会計	その他の積立金(保育所施設・設備整備積立金)について、社会福祉法人会計基準第6条第3項に基づき、積立及び取崩を正しく算定して計上してください。	その他積立金(保育所施設・設備整備積立金)の積立及び取崩を正しく算定します。
		法人 会計	計算書類の注記(6(法人全体)5(拠点別)基本財産の増減の内容及び金額について、9(法人全体)8(拠点別)有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高)について、社会福祉法人会計基準第29条に基づき正しく記載してください。	計算書類の注記(6(法人全体)5(拠点別)基本財産の増減の内容及び金額について9(法人全体)8(拠点別)有形固定資産の取得価額、減価償却類型学及び登記末残高)を正しく記載します。
		法人 会計	附属明細書(国庫補助金等特別積立金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書、積立金・積立資産明細書)について、社会福祉法人会計基準第30条に基づき正しく記載してください。	附属明細書(国庫補助金等特別積立金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書、積立金・積立資産明細書)について、正しく記載します。
		法人 会計	財産目録について、社会福祉法人会計基準第31条に基づき正しく記載してください。	財産目録について、正しく記載します。
		法人 会計	平成29年3月29日付社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に基づき、経理規程第70条(1)「売買、貸借権、請負その他の契約でその予定価格が下記価格表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合」の価格表において、金額は、1 工事又は製造の請負 250万円、2 食料品・物品等の買入れ 160万円、見積り業者の数は、契約の種類1・2・3に対して3社以上の業者からの見積りを徴するに修正してください。	経理規程第70条(1)の価格表および見積り業者数の記載を修正します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	平成29年3月29日付社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び経理規程第70条に基づき、適正な業者数による見積り合わせを行い、相手先を決定し、契約執行伺いを作成し、権限者の承認を受けてください。経理規程によらない業者数での見積り合わせを行う場合や、やむを得ない理由等により一者随意契約を行う場合は、伺書等に理由を明記しておいてください。	今後契約事務を行う際は、適正な業者数による見積り合わせを行い相手先を決定し、契約執行伺いを作成し、権限者の承認を受けます。また、経理規程によらない業者数での見積り合わせを行う場合や、やむを得ない理由等により一者随意契約を行う場合は、伺書等に理由を明記します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月1日 実地	社会福祉法人 若葉会 認可保育所(私立) 保古野木保育園	法人 運営	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	契約書を徴取し、欠格事由の有無を確認予定
		法人 運営	評議員会の日時、及び場所並びに議題、議案が理事会の決議により定められていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項に基づき、評議員会の日時等は理事会の決議により定めてください。	議題議案概要を理事会の決議により実施する。
		法人 運営	理事長の職務執行状況について、理事会への報告を実施していませんでした。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録に残してください。	理事長の職務執行状況について、理事会にて報告予定
		法人 運営	評議員の選任を、評議員会において行っていました。定款第6条の規定により、評議員の選任は、評議員選任・解任委員会において行ってください。	評議員選任・解任委員会にて選任をしていました。(同委員会議事録添付)
		法人 会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算額の内訳と、令和5年度決算の資金収支計算書の予算額内訳が一致しない箇所がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	令和5年度最終補正予算額の内訳と令和5年度決算の資金収支計算書の予算額内訳の一致を会計士と確認予定「

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和7年3月4日 実地	社会福祉法人 心和会 保育所型認定こども園 瑞穂こども園	法人 運営	社会福祉法第45条の14、定款第25条及び第26条に基づき適正な理事会の運営を行ってください。なお、同法同条第9項に準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、招集通知を理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して発出してください。また、理事会の議事録が監査当日確認できなかったため、社会福祉法第45条の14第6項及び定款第27条に基づき議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名または記名押印し、同法第45条の15に規定のとおり事務所に備え置いてください。	対応中
		法人 運営	社会福祉法第45条の9及び定款11条から第13条に基づき適正な評議員会の運営を行ってください。なお、同法同条第10項に準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項、同法第182条第1項及び同法第3項に基づき、理事会の日時及び場所並びに議題及び議案の概要を理事会の決議後に、招集通知を評議員会の日の1週間前までに各評議員に対し通知を発出してください。(定時評議員会は、招集通知の発出から開催まで2週間以上の間隔が必要)また、評議員会の議事録が監査当日確認できなかったため、社会福祉法第45条の11第1項及び定款第14条に基づき議事録を作成し、社会福祉法第45条の11第2項に規定のとおり事務所に備え置いてください。	対応中
		法人 運営	定款細則は、定款の規定に基づく法人の運営及び業務執行について詳細に定めたものとなります。監査で確認できた定款細則は平成18年4月1日に制定されたもので定款の内容とも一致していません。定款第40条に基づき新たな定款細則を作成し、理事会で決議を得てください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	評議員選任・解任委員会(以下「委員会」)に関する次の書類が確認できませんでしたので、定款第6条に基づき適切に対応してください。 ・委員会の規定がありましたが内容が古いものとなっていました。同条第3項に基づき理事会で決議を得てください。 ・委員会委員の選任が理事会で決議されていませんでした。理事会で選任決議を行って記録に残してください。 ・委員会で評議員として適任と判断した理由を委員に説明した記録が確認できませんでした。同条第4項に基づき説明し、記録に残してください。	対応中
		法人 運営	評議員の選任について、次の手続きが必要となるため適切に行ってください。 ・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見の有無等を確認するため、社会福祉法第39条に基づき、履歴書等を徴取して確認をしてください。なお、再任の場合は、履歴書に内容の変更がない旨等を確認した日付・署名等を記載してください。 ・評議員選任時に欠格事由及び各役員との特殊関係該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項、第5項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、評議員の資格等を適切に確認してください。 ・評議員に就任を承諾したことが確認できませんでした。同法第38条に基づき就任承諾書等を徴取するなどして、就任の確認をしてください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	理事の選任について、次の手続きが必要となるため適切に行ってください。 ・理事として含まれていなければならない者が選任されているか確認するため、社会福祉法第44条第4項に基づき、履歴書等を徴取して確認をしてください。なお、再任の場合は、履歴書に内容の変更がない旨等を確認した日付・署名等を記載してください。 ・理事選任時に欠格事由及び各役員との特殊関係該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第44条第1項に準用する同法第40条第1項及び第44条第6項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、理事の資格等を適切に確認してください。 ・理事に就任を承諾したことが確認できませんでした。同法第38条に基づき就任承諾書等を徴取するなどして、就任の確認をしてください。	対応中
		法人 運営	監事の選任について、次の手続きが必要となるため適切に行ってください。 ・監事として含まれていなければならない者が選任されているか確認するため、社会福祉法第44条第5項に基づき、履歴書等を徴取して確認をしてください。なお、再任の場合は、履歴書に内容の変更がない旨等を確認した日付・署名等を記載してください。 ・監事選任時に欠格事由及び各役員との特殊関係該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第44条第1項に準用する同法第40条第1項、第44条第2項及び同条第7項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、監事の資格等を適切に確認してください。 ・監事に就任を承諾したことが確認できませんでした。同法第38条に基づき就任承諾書等を徴取するなどして、就任の確認をしてください。 ・議案が評議員会に提出される前に、社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に同意書等で現監事の過半数の同意を得てください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	理事及び監事の選任にかかる評議員会の決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づく決議を行うとともに、その旨を議事録に残してください。	対応中
		法人 運営	借入の際に、理事会の決議を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第45条の13第4項第2号に基づき理事会の議決を得てください。	対応中
		法人 運営	監事監査報告が適正に行われていませんでした。社会福祉法第45条の18第1項及び同条の28第1項に基づき、適正に監査報告を作成してください。	対応中
		法人 運営	社会福祉法第45条の17第1項において、「理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」とされていることから、理事長以外の理事の代表権の行使は認められないため、理事長の職務代理者を定めることはできません。園長に理事長の職務代理の辞令は無効となります。	対応中
		法人 運営	理事長重任と資産の総額について、いずれも事実発生から3か月経過後に登記していました。組合等登記令第3条に基づき、登記事項に変更が生じた場合は2週間、資産の総額については会計年度終了後3か月以内に登記してください。	対応中
		法人 会計	資金収支予算書は、定款第31条に基づき毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けてください。また、これを変更する場合も同様の手続きを行ってください。今回の監査では、定款等に定める手続きにより作成されていることが確認できなかったため確実に行ってください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	計算書類、附属明細書及び財産目録が仕訳誤りなど適正に作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、計算書類は正しく記帳し、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	対応中
		法人 会計	契約事務について、随意契約における見積り合わせが行われていませんでした。経理規程第74条第4項にて定める適正な数の業者から見積りを徴し、比較してください。また、やむを得ない理由により一者随意契約とする場合は、決裁権者への伺書にその理由を記載し、決裁を得たことを記録に残してください。さらに、随意契約の書類については、一式を綴るなどして整理を行ってください。	対応中
		法人 会計	経理規程第30条第1項に基づき、現金は毎日現金出納終了後にその残高と帳簿を照合し、会計責任者に報告し、同条第2項に基づき預貯金は、毎月末日に銀行の残高と帳簿の残高と照合し適正に管理してください。なお、年度末日における現金預金残高の確認について、金融機関からの残高証明によらず、預金通帳で確認しているものがありました。資産の実在性を客観的に確認していることを担保する観点から、すべての預金残高証明書を取引金融機関から徴取した上で、計算書類と照合してください。	対応中
		法人 会計	借入金明細書が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、作成すべき附属明細書を作成してください。	対応中
		法人 会計	「通勤手当」の支給要件が定められていませんでした。給与規程第1条に基づいて、職員の給与に関する事項については詳細を規程の中に明記し、額の認定に当たっては、届出等の根拠書類に基づいて行い、その書類を保存してください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		施設	防災対策について、防火管理者の届出と、消防計画の届出が確認できませんでした。消防法第8条第2項及び同法施行令第3条の2第1項に基づき、消防署へ確実に届出し、控えを適切に保管してください。なお、令和元年度の指導監査において指摘したにも関わらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		確認	運営規程の概要についての掲示がありませんでしたので、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、施設の見えやすい場所に掲示してください。なお、令和元年度の指導監査において指摘したにもかかわらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月3日 実地	社会福祉法人 和順会 保育所型認定こども ふなえこども園	法人 運営	令和6年6月選任の評議員について、欠格事由に該当するか確認した旨の書類が確認できませんでした。社会福祉法第40条に基づき、誓約書の徴収等により欠格事由該当の有無を確認してください。	令和7年6月の次期評議員の選任時より欠格事由に該当するか確認できる書面を作成し誓約書を徴収いたします。
		法人 運営	評議員、理事、監事の報酬規程について、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、額の算定方法並びに支給方法(「口座振込」、「現金支給」等)及び支給時期(「出席の都度」、「年度末」等)について追記し、評議員会の議決を得て報酬規程を改正してください。	運営規程を現状に基づいた規定に修正し改正をいたします。
		法人 運営	社会福祉法第45条の17第1項に基づき、理事長の代表権を他の者に委任することはできないため、報酬規程および定款細則のうち、理事長の執務の代行について定めた部分を削除してください。なお、報酬規程は評議会、定款細則は理事会の議決を経て改正してください。	理事長の職務執行状況について定めた部分を削除、報酬規程及び定款細則を修正し、理事会の議決を経て改正いたします。
		法人 運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	役員会開催スケジュールを管理し、招集通知から開催日までの期間を満たすようにいたします。
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	令和7年度監事選任時には、適切に現監事の同意を得る手続きをいたします。
		法人 会計	理事長の報酬が「ふなえこども園」の拠点区分から支払われていました。社会福祉法人会計基準第10条第2項に基づき、本部とこども園のサービス区分を設けて適切な会計処理を行ってください。	経理規程を改正し適切に処理を行います。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	積立資産額と積立金の表記が異なっていました。社会福祉法人 会計基準の運用上の取り扱い第19に基づき、積立金を計上し た際は、同額の積立資産を積み立て同一名称を付してくださ い。	令和6年度計算関係書類作成時に改善し同一名称にいたします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月7日 実地	社会福祉法人 こまくさ福祉会 認可保育所(私立) こまくさ保育園	法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	次回より議案を評議員会に提出する前に監事の同意を文章で得る。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月7日 実地	社会福祉法人 ふたつわ会 保育所型認定こども 青い鳥こども園	法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	次回開催時、特別の利害関係人についての確認事項を議事録に記録する。
		法人 運営	社会福祉法第41条ならびに定款第7条に定める任期の満了前に評議員が辞任する際は、その意思を明確にするため、辞任届を徴取してください。	該当者3名から、辞任届を提出してもらおう。
		法人 会計	日々収納した現金を経理規程で定める期限を超えて金融機関へ預け入れている事例がありました。経理規程第24条のとおり収入後10日以内に金融機関に預け入れるか、経理規程を変更するか、いずれかの対応をしてください。	定められている10日以内に金融機関に預け入れる。また、経理規程第24条の預け入れ期間を20日に変更することを今後検討する。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月9日 実地	社会福祉法人 大江山福祉会 認可保育所(私立) まつば保育園		指摘事項なし	

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月9日 実地	社会福祉法人 大洲福祉会 保育所型認定こども園 本興寺こども園	法人 運営	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。また、理事のうち1名の履歴書を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時(重任時も含む)に各員から履歴書及び誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	1名の履歴書は、ファイルに綴じ込み保管いたしました。誓約書等は早急に対処いたします。
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	社会福祉法に基づき利害関係者の有無を確認し、議事録に記録します。
		法人 運営	理事会で次回評議員会の開催時間・場所・議題・議案の概要の決議が行われていない事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催にあたっては、必ず理事会での決議を得てください。	社会福祉法に基づき評議員会開催にあたっては必ず理事会の決議を得るようにします。
		法人 運営	理事長の理事会への職務執行状況の報告が年度内に1回のみとなっていました。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	定款第17条第3項に基づき、毎会計年度内に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告します。
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に過半数の同意を得てください。	法令に基づき、監事の選任については議案が評議員会に提出される前に現監事からの同意書を作成し、確認出来るようにします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	令和4年度に増築した園舎について、未登記となっていました。社会福祉法第31条第1項に基づき、登記の上、基本財産として定款に記載してください。	未登記となっている経緯について幼保運営課と協議の上、幼保運営課の指導に基づき対処します。
		法人 運営	評議員のうち1名が任期途中で辞任し、欠員となっていました。「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とする社会福祉法第40条第3項に違反している状態となっています。社会福祉法第39条、定款第5条及び6条に基づき、理事会及び評議員選任・解任委員会を開催し、速やかに評議員1名を選任してください。	評議員候補者の同意が得られたので、理事会及び評議員選任・解任委員会を開催し選任いたします。
		法人 会計	当期末繰越活動増減差額の額を超えて積立が行われていました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」19に基づき、積立金の積み立ては、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で行ってください。	当期末支払資金残高と当期末繰越活動増減差額を同時に確認の上、範囲内で積立金積立を行います。
		法人 会計	令和5年度分の積立金10,000,000円について令和6年9月に口座に入金されており、決算理事会終了後から2か月以上経過していました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」19(2)に基づき、積立資産を専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を超えないうちに口座に入金してください。	社会福祉法人会計基準を順守し、決算理事会終了後2か月以内に積立金口座に入金します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	法人が借り受けている第二園舎の建物賃借料について、賃貸借契約等が締結されておらず、賃借料の支出根拠が無い状態となっていました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」1(4)及び経理規程第13条第2項に基づき、会計処理の証憑となる賃貸借契約を締結することで、法人として賃借料の支出根拠を明確にしてください。 また、当該建物の貸主が理事であることから利益相反取引に該当します。社会福祉法第45条の16にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条及び92条第2項に基づき、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるとともに、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告してください。またその旨を議事録に明記してください。	慣例的に第二園舎と呼び、園の行事等に使用している建物で、理事会に経緯を説明の上、今後は使用貸借にするか、賃貸借にするか、賃貸料の妥当性も含めて利益相反にならないよう詳細を検討し、同意を得てその旨を議事録に明記します。
		法人 会計	平成29年3月29日付社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び経理規程第70条に基づき、適正な業者数の見積もりを徴することで見積もり合わせを行い、適正な価格を客観的に判断してください。また、やむを得ず一者随意契約とする場合は、その理由を明確にし、理事長の決裁伺い書類に記載するなどして記録に残してください。	経理規程第70条に基づき、適正な業者数の見積合わせを行い適正価格を客観的に判断し決定します。また決裁伺い書を作成し、業者の決定や理由・金額などを明確にし、その旨を記録に残します。
		法人 会計	時間外勤務について、各職員の時間外勤務申請書類の命令欄が全て空欄となっており、法人として時間外勤務に関する手続きが適切に行われていませんでした。労働基準法第36条に基づき、時間外勤務の命令及び報告は適切に行ってください。	時間外勤務に関する手続きについて、命令及び報告書の作成は省略することなく適正に作成します。
		法人 会計	通勤手当について、支給額を給与規程別表にて定めていましたが、規程本文に別表を参照する記載が無いため、規程上の支給額詳細が不明な状態となっていました。また、法人の認定書類における支給額や決裁欄の記載ありませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」1(4)、経理規程第13条第2項に基づき、人件費支出の証憑となる給与規程及び通勤費認定書類を整備し、法人として通勤手当の支出根拠を明確にしてください。	通勤手当の支給基準も含めて再検討し、別表を作成して規定に明記し給与規定の一部改正として理事会の同意を得るようにします。また法人の認定書類も様式の再検討や記載事項、支給額の決裁欄の記載を省略することなく支給根拠を明確にします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	小口現金の保有額が経理規程にて定める限度額を超えている日が多くありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」1(4)及び経理規程第28条第3項に基づき、サービス区分ごとに10万円を超えて保有することのないよう、残高を適切に管理してください。	経理規程第28条第3項に基づき、サービス区分の保有額が10万円を超えないよう、日々の残高を確認し普通預金からの入金額を適正に管理します。
		確認	新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、運営規程に「職員の人員数」「緊急時等における対応方法」「虐待の防止のための措置に関する事項」について記載してください。	条例第20条に基づき、運営規程に「職員の人員数」「緊急時等における対応方法」「虐待の防止のための措置に関する事項」について記載します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和7年2月25日 実地	社会福祉法人 十和田マリア園 保育所型認定こども 豊栄マリアこども園	法人 運営	代表権を有する者の氏名や資産総額の変更が、平成26年2月以降登記されていません。組合等登記令第3条に基づき、定める期間内に登記してください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	法人の基本財産(財産目録の「北区内島見1243-2」以外の土地・建物)について、所轄庁へ基本財産増加に係る定款変更の届出が行われていません。社会福祉法第45条の36第2項及び同法施行規則第4条第1項に基づき、基本財産が増加した際は、遅滞なく所轄庁へ定款変更の届出を行ってください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	定款細則に「理事長の職務代理者の指定」について規定されていますが、社会福祉法第45条の17第1項に基づき、理事長以外の者が代表権を持つことはできません。内容を修正後、理事会の決議を経て定款細則を改正してください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	評議員選任・解任委員会の運営細則が定められていませんでした。定款第6条第3項に基づき、同運営細則を作成のうえ理事会で決議を経てください。	対応中
		法人 運営	理事の選任について、社会福祉法第38条に基づき、選任時に就任承諾書を徴取するなどして、就任の承諾を確認してください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	理事の選任について、社会福祉法第44条第1項に基づき、誓約書を徴取するなどして欠格事由該当の有無を確認してください。なお、誓約書の内容については、「社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと」、「各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと」及び「これらに該当した際は遅滞なく報告すること」を記載してください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 運営	理事会での決議前に評議員会の招集通知が発出されていた事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条により、評議員会の招集通知は理事会の決議後かつ評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は2週間前)までに発出してください。	対応中
		法人 運営	理事長の職務執行状況について、理事会への報告を年2回以上実施していませんでした。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録に残してください。なお、令和2年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善されていませんでしたので、早急に対応してください。	対応中
		法人 運営	役員の費用弁償について、規程には1回の会議につき3,000円を支払うと規定していますが、実際は支払われていませんでした。役員等報酬規程第3条及び役員等の費用の弁償に関する規程第3条別表に基づき、適正に支払ってください。なお、今後も支払わない方針であれば、適切な手続きを経て各規程を改正してください。	対応中
		法人 会計	経理規程について、次の内容を変更してください。①第6条第4項(2)ア「十和田マリア園拠点区分」を「豊栄マリア園拠点区分」に修正。(1)(2)(3)の表記を統一する。②第11条の別表1を作成する。③第50条「理事会の承認」を「理事会及び評議員会の承認」に修正。④第58条第1項「(15) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加し、現在の(15)は(16)に修正。同条第2項の省略する注記に(15)を追加。	対応中
		法人 会計	借入金について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて6」に基づき、適正に会計処理を行ってください。①貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものは、流動負債の短期運営資金借入金でなく固定負債の長期運営資金借入金として計上。②役員からの借入については、役員等長期(短期)借入金で計上。③事業未払金に計上されている借入金を借入金科目に修正。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		法人 会計	固定資産について、取得時の評価が適正に行われていなかったことにより、詳細が不明で減価償却が行われていない器具及び備品があります。会計基準第4条第1項および第2項に基づき、実在している現物を確認して詳細(品名・数量・金額)を明らかにするとともに、減価償却を実施してください。	対応中
		法人 会計	通勤手当について、給与規程と実際の支給額が異なっていました。給与規程第6条に基づき適正な金額を支給してください。令和2年度の指導監査時の指摘事項となっていました。改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	対応中
		法人 会計	現金について、次のように取扱いをしてください。①保育料等の現金収入については、現金出納帳を作成し、経理規程第24条のとおり、収入後5日以内に金融機関に預け入れてください。令和2年度の指導監査時の指摘事項となっていました。改善されていませんでしたので、適切に対応してください。②日々の小口の支払いについては、小口現金として取扱いをし、小口現金出納帳を作成し、経理規程第28条に定める限度額の範囲内で管理してください。③現金および小口現金については、経理規程第30条のとおり、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告してください。	対応中
		法人 会計	年度末日における現金預金残高の確認について、金融機関からの残高証明によらず、預金通帳で確認しているものがありました。社会福祉法人会計基準第2条第1項第1号に基づき計算書類は、資金収支の増減や資産等の状態に関する真実な内容を明瞭に表示することとなっているため、資産の実在性を客観的に確認していることを担保する観点から、すべての預金残高証明書を取引金融機関から徴取した上で、計算書類と照合してください。令和2年度の指導監査時の指摘事項となっていました。改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		施設	職員の配置について、延長保育時間及び土曜日の保育時間において保育士等の職員の配置基準を満たしていない時間が発生しています。新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第46条及び同法制定附則第4条に基づき、速やかに適正な人員配置を行ってください。	対応中
		施設	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条及び保育所保育指針第3章4に基づき、防災マニュアルに避難場所、避難経路、自力で避難できない園児の役割分担及び避難方法を明記するとともに非常時の連絡系統図を作成してください。令和2年度の指導監査時の指摘事項となっていました但改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	対応中
		確認	掲示について、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、運営規程を保護者が見やすい場所に掲示してください。なお、令和2年度の指導監査時の指摘事項となっていました但改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	対応中

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月10日 実地	社会福祉法人 親永会 認可保育所(私立) はじめ保育園	法人 運営	代表権を有する役員(理事長)の重任の登記については、社会福祉法第29条及び組合等登記令第3条により、2週間以内に行ってください。	次回理事長選任後速やかに関係書類を揃えて登記の届出を行う。
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	次回選任時議案を評議員会に提出する前に現監事の同意を得るようにする。
		法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	次回選任時議案を評議員会に提出する前に現監事の同意を得るようにする。
		法人 運営	評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項に基づき、評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けてください。	理事会で評議員会開催日を決定する際に、招集通知発送も考えて日程を決定する。
		法人 会計	老人デイサービス事業について、経理規程及び各種計算書類上で公益事業に分類していました。定款第1条及び第38条に基づき、経理規程第6条第4項を改め今年度分から社会福祉事業に分類してください。	デイサービスと居宅「支援室は一体的に行っているため、定款にあわせて公益事業から社会福祉事業に分類し会計処理を行い、経理規程を改定する。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月17日 実地	社会福祉法人 輝風会 認可保育所(私立) 風の子保育園	法人 運営	理事長の変更登記が、2週間を超えていました。また、資産の総額の登記についても、令和元年度から令和3年度、および令和5年度が会計年度終了後3か月を超えていました。組合等登記令第3条第1項および第3項の規定に基づき、期限内に変更登記を行なってください。	令和6年度以降の登記については、今回の指摘を受け、適正に行います。
		法人 運営	令和5年度の定時評議員会について、理事会開催日から中13日で開催されていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日以上の間隔を確保してください。	令和6年度定時評議員会は理事会との間隔を14日以上の間隔を確保します。
		法人 運営	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残してください。	次回理事会より確認いたします。
		法人 会計	社会福祉法人会計基準第9条に基づき、法人の実態に合わせ、経理規程第6条の拠点区分、サービス区分を見直してください。	改正いたします。
		法人 会計	財産目録について、社会福祉法人会計基準第31条及び定款第28条に基づいて詳細に表示し、財産目録と定款の記載を一致させてください。	改正いたします。
		施設	土曜日保育について、園だよりで「新年度準備のため7時～12時までの保育です」と記載された月がありました。通常の保育時間中は希望があれば受け入れることになっています。園だよりの記載を改めてください。	保護者からは通常の土曜日保育利用申請をしてもらう。職員は保育と保育準備で分かれる。園だよりや行事の案内等では保育時間の指定はしない。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月17日 実地	社会福祉法人 竹福会 認可保育所(私立) 竹野町保育園	法人 運営	評議員会への出席について、令和5年度の評議員会を全て欠席し、令和6年度の定時評議員会も欠席した評議員がいました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも検討してください。また、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	本人は長らく理事も務めていました。ほとんどその時から欠席はなかったです。今回の事は稀であり、このようなことにはならないと考えますが、日程調整なども工夫して改善します。
		法人 運営	理事会への出席について、2回続けて欠席している理事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも検討してください。また、理事会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	本来はこのようなことは稀だと捉えていますが、日程調整などを工夫して改善します。
		法人 運営	理事会、評議員会について、社会福祉法施行規則第2条の15第3項および第2条の17第3項に基づき特別の利害関係を有する者が決議に加わっていないか確認した旨を記録に残してください。	今後は決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていない旨を必ず記載します。
		法人 運営	評議員会の日時、及び場所並びに議題、議案が理事会の決議により定められていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項に基づき、理事会の決議により定めてください。	今後は理事会の議事録に評議員を招集する旨を記載し、評議員会の招集通知書にもその旨を記載します。
		法人 運営	定款第28条の基本財産について、実態と一致した内容で定款変更を行ってください。	借地契約は締結済みです。
		法人 運営	評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に基づき、議長の氏名と議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載してください。	今後は漏れなく議長の氏名及び議事録の作成者の氏名を記載します。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年10月23日 実地	社会福祉法人 黒鳥福祉会 保育所型認定こども くらとりこども園 園	法人 運営	令和6年度の定時評議員会について、理事会開催日から中8日で開催されていました。社会福祉法第45条の32第1項及び社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、計算書類等の備置き及び閲覧の期間を確保するため、定時評議員会と理事会の開催日を中14日以上空けてください。	今後は中14日以上空けて、計算書類等の備え置き及び閲覧の期間を確保し、評議員会を開催するように努めます。
		法人 運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要も記載してください。	今後の評議員会の招集通知には、議題・議案の概要を記載します。
		法人 運営	令和6年度の定時評議員会における招集通知について、理事会での決議前に発出されていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の収集通知は、理事会にて次回評議員会の日時、場所、議題、議案の決議がなされた後に発出してください。	今後は理事会で、日時・場所・議題・議案の決議を行い、決議された内容を評議員会の招集通知として発出いたします。
		法人 運営	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、理事会開催の都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	今後は口頭で確認のうえ、議事録に記載いたします。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和6年12月26日 実地	社会福祉法人 松寿会 認可保育所(私立) 栄徳寺保育園	法人 運営	理事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時に誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	選任時時に誓約書を聴取するなど欠格事由の有無を確認します。
		法人 運営	理事会で評議員候補者の推薦に係る決議が行われていませんでした。定款第6条第3項に基づき、評議員候補者の推薦に係る決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	評議員候補者の推薦に係る決議を行ったことを漏れなく議事録に明記します。
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	決議の際に利害関係を有する者の有無を確認し、議事録に残します。
		法人 運営	評議員会の招集について、理事会で評議員会の日時・場所・議題・議案の概要に関する決議を得る前に、招集通知が発出されていた事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催に関する理事会での決議後に評議員会の招集通知を発出してください。	書類の作成など、事務処理は複数の職員で確認を行います。
		法人 運営	令和5年11月4日開催の理事会議事録が確認できませんでした。社会福祉法第45条の14第6項及び定款27条に基づき、議事録を作成し、記名押印してください。	複数の職員で事務処理漏れがないか確認を行います。議事録は、漏れなく作成し、記名押印します。
		法人 運営	令和6年3月20日開催の理事会の招集通知が確認できませんでした。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき理事会の1週間前までに招集通知を発出してください。また、招集通知を省略により開催することについては、理事及び監事の同意があった旨を議事録に記載してください。	書類の作成など、事務処理は複数の職員で確認を行います。

令和6年度 私立保育所等 指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
		保育	入園時の健康診断として、保護者の同意をとり、母子健康手帳を確認してください。更に、記録として写しを残してください。	